様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９　（共通）

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

令和　７ 年　 ６ 月　 ４ 日現在

機関番号：１４４０１
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2018～2024
課題番号：１８Ｋ０１３３８

研究課題名（和文）企業間取引におけるフォーマル・ルールとインフォーマル・ルール

研究課題名（英文）Formal and informal rules in business transactions

研究代表者
清水　真希子（Shimizu, Makiko）

大阪大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：５０３０２６４１

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　1,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、民事法の立場から、企業間取引、コーポレート・ガバナンス、企業のサステナビリティ・デューデリジェンスを対象として、フォーマル・ルールとインフォーマル・ルールがどのように組み合わさって秩序を生み出しているか、また、フォーマル化にされる場合の背景について検討した。本研究を通じて、フォーマル・ルール、インフォーマル・ルールは連続的・相対的なものであるが、スペクトラム的に一直線上に並ぶものではなく、1つの規範がある側面ではフォーマルであり、別の側面ではインフォーマルであるというように、多面的（多軸的）なものである、という理解を得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義
本研究はソフトローの研究の系譜に連なるものである。ソフトローの研究の背景には国家の地位の相対化があるが、本来的に私的主体が重要な地位を有する民事法の立場から研究するには特有の問題があった。本研究はその点に取り組むものである。また、従来、規範の形成とエンフォースメントが国家によるか否かによってハードローかソフトローに分類するのが一般的であったのに対し、本研究では、ハードローかソフトローかは連続的・相対的なものであり、かつ1つの規範がある側面ではフォーマル（ハード）であり、別の側面ではインフォーマル（ソフト）であるというように、多面的（多軸的）なものであるという理解を得ることができた。

研究成果の概要（英文）：This study examines how formal and informal rules interact to create social order, using examples from corporate transactions, corporate governance, and corporate sustainability due diligence, from the perspective of civil law. It also examines the background behind the transition from informal to formal rules. This study demonstrates that formal rules and informal rules are not a dichotomy, nor do they form a linear spectrum. Instead, they are multifaceted (multi-axial), meaning that a single norm can be formal in one aspect and informal in another.

研究分野：民事法

キーワード：民事法　ソフトロー

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１（共通）

１．研究開始当初の背景

近年、国境を越えた経済社会活動の進展により、超国家機関、国際的な民間機関、人や組織の国際的なネットワークの力が強まり、従来、国際規範秩序の中で中心的な位置を占めていた国家の地位が相対化している。これと関連して、国境を超えるものだけでなく国内にとどまるものも含め、国家以外の主体によって形成されるソフトローの実効性が高まっており、国家法（ハードロー）の意義が相対化している。このように国家ないし国家法の意義が相対化していくなかで、法を他の規範群との関係の中で相対的に位置づけ、理解する方法が必要になっている。近年、トランス・ナショナル・ガバナンスや、ソフトローに対する学界の関心の高まりはこの必要性を表している。本研究は、そのような研究の潮流の一環として、企業間取引の規律を理解しようとするものとして構想された。

２．研究の目的

本研究は、社会秩序はフォーマル・ルールのみから生み出されるものではなく、フォーマル・ルールとインフォーマル・ルールが組み合わさって生み出されているという認識に基づいている（なお、本研究で「ルール」とは多様な規範のことを指す）。フォーマル・ルール、インフォーマル・ルールという用語法は、一般によく使われるハードロー、ソフトローというものと重なり合うが、「ロー」という用語が与える印象より幅広いものを検討対象として想定したため、このような用語法を用いることにした。

当初は、民事法の立場から、企業間取引において、フォーマル・ルールとインフォーマル・ルールがどのように組み合わさって取引秩序を生み出しているか、そして、フォーマル化に向かうとすれば、どのようなメカニズムによってフォーマル化が生じるのか、という問題について、検討しようとした。しかし、研究が進むにしたがって、企業間取引だけではなく、コーポレート・ガバナンスや企業のサステナビリティ・デューデリジェンスを対象にして検討を進めることが有意義であると判断し、検討対象を広げることとした。

３．研究の方法

文献調査の方法により、商取引、コーポレート・ガバナンス、企業のサステナビリティ・デューデリジェンスといった具体的なテーマを取り上げて検討した。

４．研究成果

本研究の当初から、フォーマル・ルール、インフォーマル・ルールとは、その２つに明確に分けることができるものではなく、連続的・相対的なものと理解していた。しかし、ひとつひとつの規範は、フォーマルさ、インフォーマルさについて複数の切り口を含んでおり、また、民事に関する規範は当事者の合意を基礎とするものが多いため、本来的にインフォーマルさを内包しているため、フォーマルさ、インフォーマルさをどのように把握すればよいかについて問題があった。

本研究を通じて、フォーマル・ルール、インフォーマル・ルールは、連続的・相対的といっても、スペクトラム的に一直線上に並ぶものではなく、１つの規範がある側面ではフォーマルであり、別の側面ではインフォーマルであるというように、多面的（多軸的）なものである、という理解を得ることができた。フォーマルさの程度を測るための軸には、形成主体の種類、エンフォースメントのメカニズムの種類、法的拘束力・事実上の拘束力の程度、規範の詳細さ・明確性、明文化の程度といったものがある。このような理解は、規範の形成およびエンフォースメントが国家によるか否かでハードローとソフトローに分類しようとする従来の考え方よりも、緻密な把握を可能にするものである。

以下では、具体的な研究成果の概略を紹介する。

（1）商取引分野のソフトローについて

商取引にかかわるソフトローには、商慣習（法）、援用可能統一規則、標準契約書式、標準約款、モデル契約、指針・ガイドライン、自主規制機関・業界団体等の自主規制、標準・規格といったものがあり、これらの規範のインフォーマルさ（ソフトさ）は多様である。商取引分野のソ

フトローには、私的主体が重要な主体であること、歴史が古いこと、法的拘束力がないとは限らないこと（反面、法的拘束力がある場合でも自主的に遵守されるものが多いこと）、近時、ハードローやソフトローを含めた複数の規範を組み合わせてより良い秩序を生み出そうという規制のベスト・ミックス論が注目を集めていること、といった特徴がある。

（2）プリンシプル・ベースの規制について

プリンシプル・ベースの規制とは、一般的・包括的な形で規制目的や達成すべき成果を示し、被規制者の創意工夫により各自の状況に見合った形で遵守させることを予定した規制方式である。プリンシプルの趣旨・目的やその適用について共通理解を構築するために、規制者と被規制者の間で密度の濃い対話が継続的に行われることが想定されている。これに対してルール・ベースの規制とは、遵守すべき事項を詳細に定義するという伝統的な規制方式である。本研究に引き付けて考えれば、プリンシプル・ベースの規制とはよりインフォーマルな、ルール・ベースの規制とはよりフォーマルな規制であるといえる。

ルール・ベースの規制は、明確性・確実性が高いが、遵守すべき最低水準を定義する形で規定することになりがちで、柔軟性を欠き、被規制者側もその詳細なルールの遵守に拘泥することになりがちであるという問題点があることから、プリンシプル・ベースの規制が志向されるという近年の潮流がある。しかし、プリンシプル・ベースの規制が実効性を実現するためには、規制者・被規制者の間の継続的な対話により共通理解が構築されることや、被規制者が与えられた裁量を望ましい方向に向けて用いることなどが必要であり、規制者・被規制者双方に特有の高度な能力が要求される。また、プリンシプル・ベースの規制とルール・ベースの規制は二者択一的なものではなく、組み合わせて用いることができるものである。

（3）コーポレート・ガバナンスに関する規律について

コーポレート・ガバナンスとは、多義的ではあるが、１つの定義によれば、「会社が、株主・顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組み」のことをいう（コーポレート・ガバナンス・コードによる定義）。上場企業のコーポレート・ガバナンスに関しては、フォーマルさ（ハードさ）の程度が異なるいくつもの仕組みが複合的に存在して規律を及ぼしているが、2015 年以降に進行したコーポレート・ガバナンス改革によって、その内容が大きく変化した。現在は、上場企業に向けたソフトローである「コーポレート・ガバナンス・コード」が重要である。加えて、投資家の投資行動を通じた市場による規律も重要であり、その背後には投資家に向けた「スチュワードシップ・コード」というソフトローが存在する。

明文のコーポレート・ガバナンス・コードとスチュワードシップ・コードを中心に据える現在の仕組みは、メインバンク・システム等に依っていたかつてのコーポレート・ガバナンスの仕組みよりもフォーマル度（ハードさの程度）が高いものであるが、プリンシプル・ベースでありかつ義務化の程度が低いという点ではインフォーマルな（ソフトな）ものであるといえる。また、社外取締役の選任義務に関しては、段階的な会社法改正により、ソフトローからハードローに移行するという現象がみられた。

（4）企業のサステナビリティ・デューデリジェンスについて

2011 年に成立した「国連ビジネスと人権に関する指導原則」は、意図的に法的拘束力のないものとして策定されたソフトローであるが、短期間のうちに正統性を獲得し、国際的に広まった。その後、これと関係する国家法（ハードロー）が複数の国で制定され、2024 年には、EU で「企業のサステナビリティ・デューデリジェンス指令」が制定された。このように、この分野は、ソフトローのハードロー化という現象が顕著にみられた例の１つである。

サステナビリティ・デューデリジェンスが複数の国でハードロー化したといっても、その内容は各国でかなりの開きがある。各国における政治・社会における状況の違いが、ハードロー化の動きの有無、および内容の違いの要因となっている。もっとも、特に EU 指令においては、ハードロー化しても、たとえばステークホルダーとの対話というようなソフトな要素が制度的に組み込まれている。

５．主な発表論文等

〔雑誌論文〕　計5件（うち査読付論文　0件／うち国際共著　0件／うちオープンアクセス　0件）

１．著者名 清水真希子	４．巻 497
２．論文標題 ソフトローが働く具体的な場面――商取引分野	５．発行年 2021年
３．雑誌名 法学教室	６．最初と最後の頁 25-28
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

１．著者名 清水真希子	４．巻 72巻8号
２．論文標題 プリンシプル・ベースの規制について――金融規制を対象として	５．発行年 2020年
３．雑誌名 法曹時報	６．最初と最後の頁 1-34
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

１．著者名 清水真希子	４．巻 776
２．論文標題 民事におけるソフトロー	５．発行年 2019年
３．雑誌名 法学セミナー	６．最初と最後の頁 30-34
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

１．著者名 清水真希子	４．巻 1542
２．論文標題 企業グループにおける法令遵守体制整備と親会社の責任（平成30．2．15最高一小判）	５．発行年 2020年
３．雑誌名 ジュリスト	６．最初と最後の頁 126-129
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

1．著者名 清水真希子	4．巻 -
2．論文標題 人権・環境デューデリジェンスのハードロー化――EU「企業のサステナビリティ・デューデリジェンス指令」の発効を受けて	5．発行年 2025年
3．雑誌名 浅野有紀ほか編著『グローバル法・国家法・ローカル法』（弘文堂）	6．最初と最後の頁 238-263
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 －

〔学会発表〕　計2件（うち招待講演　1件／うち国際学会　1件）

1．発表者名 清水真希子
2．発表標題 Corporate Sustainability Due Diligence and Sustainable Investments: Companies at the intersection of two mechanisms to address sustainability issues
3．学会等名 京都大学・ウィーン大学共同セミナー2023（招待講演）（国際学会）
4．発表年 2023年

1．発表者名 清水真希子
2．発表標題 ハードローとソフトロー、ソフトローとソフトローのせめぎあい―日本のコーポレートガバナンスを素材として
3．学会等名 日本法社会学会
4．発表年 2022年

〔図書〕　計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

－

6．研究組織

	氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考

7．科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕　計0件

８．本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関